

社会福祉法人伊勢崎市社会福祉協議会 見守り活動支援事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、伊勢崎市ふれあいの居場所づくり事業の補助金交付を受け、かつ、地域の支え合いによる見守り活動を推進するふれあいの居場所（以下「居場所」という。）に対して、社会福祉法人伊勢崎市社会福祉協議会（以下「本会」という。）がこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において、その活動費や備品購入等の一部を助成し、もって地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成金は、地域の見守り活動の推進を行う居場所の運営事業を対象とする。

2 助成対象となる経費は、以下のものとする。

- (1) 地域の見守り活動を推進する居場所の運営に要する経費
- (2) 6年以上運営する居場所に対する継続に係る備品購入等の経費
- (3) その他の活動に要する経費

(助成金の額等)

第3条 前条第2項(1)に対する助成金の額は、居場所1か所につき、年間 2万4千円を限度額とする。

2 前項の助成金額について、年度途中で立ち上げた居場所は、事業を開始した月から年度末までの月数に月額2千円を乗じた金額を限度額とする。

3 前条第2項第2号に対する助成金の額は、居場所1か所につき3万円を限度額とし、交付は6か年に1回を限度とする。

4 助成金は共同募金配分金を財源とし、予算の範囲内とする。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付申請書（別記様式第1号）に、以下の書類を添えて、本会会長（以下「会長」という。）が定める日までに提出しなければならない。

- (1) 伊勢崎市ふれあいの居場所づくり事業補助金交付決定通知書の写し
- (2) 振込口座通帳（表紙・表紙裏側）の写し

2 助成対象事業の目的及び内容により、前項の申請書に記載すべき事項の一部又は同項の規定による添付書類について、会長が必要ないと認めるときは、省略させることができる。

(助成金の審査)

第5条 会長は、前条の申請書の提出があったときは、当該申請書に係る書類等を審査し、当該年度の事業計画の定めるところにより選定するものとする。

(助成金の交付決定)

第6条 会長は、選定された事業（以下「助成事業」という。）について、助成金の交付を適当と認めるときは、交付の決定をし、助成金交付決定通知書（別記様式第2号）により通知する。

(助成金交付の条件)

第7条 会長は、助成金の交付決定をする場合において、次に掲げる事項につき条件を付すものとする。

- (1) 助成事業に要する経費の配分の変更若しくは助成事業の内容の変更（軽微な変更を除く）をする場合においては、会長の承認を受けること。
- (2) 助成事業を中止し、又は廃止する場合においては、あらかじめ事業変更（中止・廃止）承認申請書（別記様式第3号）を会長に提出し、その承認を受けること。
- (3) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに会長に報告してその指示を受けること。

(決定の取消)

第8条 会長は、助成金の交付を申請した者（以下「助成事業者」という。）が助成金を転用若しくは、その他助成事業に関して助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件、その他法令等又はこれに基づく処分に違反したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(事情変更による決定の取消等)

第9条 会長は、助成金の交付決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、助成事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

(助成金の返還)

第10条 会長は、助成金の交付の決定を取り消した場合、助成事業の当該取り消しに係る部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めて助成金の返還通知書（別紙様式第4号）により通知し、その返還を命ずる。

(実績報告)

第11条 助成事業者は、助成事業の完了の日（助成事業の中止又は廃止の承認を受けた日を含む。以下同じ。）から起算して1ヶ月を経過した日までに、助成事業の成果を記載した助成事業実績報告書（別記様式第5号）を会長に提出しなければならない。会長は助成事業の完了・中止又は廃止に係る助成事業の成果の報告を受け、助成金額の確定を行うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。